平成27年度第3回　大阪府青少年健全育成審議会特別部会　議事概要

■日　時　　平成28年2月24日（水）午前10時～12時

■場　所　　大阪府政策企画部青少年・地域安全室内　審議会室

■出席者　　角野委員、木村委員、園田委員、竹内委員（部会長）、手取委員、水嶋委員、矢橋委員

（五十音順）

■内　容

事務局　　ただいまから、平成27年度第３回大阪府青少年健全育成審議会特別部会を開催させていただきます。委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

　　本日、ご出席の委員は８名中７名の出席をいただいておりますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

本日の配布資料については、次第、審議会規則、審議会特別部会委員名簿、配席表、資料１をお配りさせて頂いております。本日の出席の委員の皆様のご紹介は時間の都合上、お手元にお配りしております委員名簿および配席表で替えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは議事を進行して参りたいと存じますが、この後の進行につきましては竹内部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

部会長　　皆様のご協力を得ながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。これまでの２回の議論をふまえて、今後の取組の方向性等について事務局で資料１報告書案としてまとめていただきました。資料1の「ネット社会における青少年の保護のあり方について」を事務局から説明していただきます。

事務局　　それでは、事務局から、資料１「ネット社会における青少年の保護のあり方について」の説明をさせていただきます。

　　　　　まず、この報告の素案ですが、本審議会において委員からご発言いただいた意見等を元に作成したものです。目次をご覧ください。報告案の構成ですが、１はじめに、２検討の視点、３現状と課題、４特別部会での議論、５今後の取組の方向性、６部会長まとめ、となっています。

　　　　　１はじめにですが、こちらについては、今回、本審議会及び特別部会を設置して、議論することとなった経緯を記載しています。具体には、昨年８月に寝屋川市で発生した痛ましい事件が、府民に大きな影響を与えましたが、その社会的背景として、スマートフォンの急激な普及も一つではないかということで、「ネット社会における青少年の保護のあり方について」をテーマに議論をしてきたことを記載しています。

　　　　　続きまして、２検討の視点は、昨年１１月６日に開催しました本審議会で部会長からご講演いただいた際に、問題提起をいただいた「スマートフォンの有用性と危険性の両面を踏まえてどう賢く使っていけばいいのか」を特別部会における検討の視点としました。スマートフォンは情報収集の利便性を高め、豊かにし、健やかな成長を支える重要なツールとなっている。次代を担う子ども・青少年が、国境を超えて、人・モノ・情報が行き交うグローバルな時代を生き抜くためには、これらの機器を賢く使いこなす力を今のうちから身につけることが必要不可欠である。一方、その使い方によっては、子どもの生活に暗い影を落とす。最近、ネット・LINEによるいじめや、コミュニティサイトを通じて犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが増加しており、教育現場でも深刻な問題となっています。国の青少年インターネット環境整備法や大阪府青少年健全育成条例に基づき、取組を進めているが、フィルタリングの促進とネットリテラシー向上などこうした取組のさらなる充実・強化していかないといけないといった視点で取り組んでいこうという記載になっています。

３現状と課題について説明させていただきます。

(1)スマートフォンの普及状況では、スマートフォン所有の低年齢化が進んでいます。下のグラフにありますように、昨年7月に府内の小中高生約2万人を対象に行った「OSAKAスマホアンケート2015」では、スマートフォンの所持率は、小学校の高学年で2割以上、中学生で6割以上、高校生ではほぼ全員という結果が出ました。注目すべき点は、小学校1年生の所持率が3年生のそれを上回っており、大阪府内でもスマートフォン所有の低年齢化の進行が読みとれることがわかりました。これらの保護者は、自分自身が中高生の段階から携帯電話を使ってきた、いわゆる「ケータイ・ネイティブ」であり、自宅に固定電話を置かないことも珍しくありません。例えば、外出先から家にいる子どもに連絡を取ろうとすると、子どもに携帯電話やスマートフォンを持たせなければならないことが浮き彫りになりました。これは、その保護者の中には、「携帯電話やスマートフォンを持っていれば、いつでも本人と連絡が取れる」という安心したような思いがあります。また、子どもたちは、LINE等の無料通信アプリ上で会話しており、学校の仲のよい者同士でグループを作っている。しかし、ちょっとした行き違いなどから、グループから外して、いじめに繋がる「LINE外し」という言葉が横行しており、最近のいじめには、LINEが関係しているケースが多い。こういう状況から、子どもやその保護者等に対して、スマートフォンの便利さだけでなく、そのリスクもしっかり認識してもらえるよう、教育・啓発を進めていくことが課題であるとしています。

続きまして、(2)フィルタリングの利用状況では、まず、冒頭にフィルタリングの定義を記載しております。これは、出会い系サイトやアダルトサイトなど、子どもには見せたくないサイトや使わせたくないアプリを制限することができ、子どもを守る観点から不可欠なものであります。今年の1月にフィルタリングの利用調査を実施しました。青少年が所持するそのフィルタリング利用率は、携帯電話事業者3社ですが平均48．7％となっており、平成24年度の調査に比べ、

7．0ポイント高くなっている。フィルタリングの重要性を示すデータとして、平成27年10月に警察庁が発表した「平成27年上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策」がありますが、それによると、出会い系サイトでの被害児童は減っているもののコミュニティサイトに起因する被害児童は増加傾向にあり、被害児童のうち実に96％がフィルタリングをしていなかったという結果が出ています。一方、フィルタリングの利用については、法的な義務はなく、最終的には保護者の判断に委ねられており、事業者による店頭での働きかけは重要であるが、それだけでは限界がある。保護者にフィルタリングを積極的に利用してもらえるようにするため、ネットリテラシーを高める教育・啓発に力を注ぐ必要があるとしています。

（3）子ども・生徒の声（スマホサミットを通して）では昨年12月に開催したスマホサミットの意見を取り上げています。平成26年度から、教育委員会や警察、PTA、民間事業者等の関係機関とともに「大阪の子どもを守るネット対策事業」（文部科学省委託事業）を実施しており、平成27年度の同事業の取組の一つとして行っているものです。今回の特別部会での検討にあたっての参考とさせていただいたところですが、当日のサミットでの子ども・生徒から発せられた主な意見は次のとおりでした。スマートフォンを持っていなかったら、仲間外れやいじめの対象にされる場合がある。部活の連絡はLINEで行われる。スマートフォンを持っていないと必要な連絡が来ない。22時以降電源切れと言われても、部活など必要な連絡が入る場合もある。こどもたち自身もスマートフォンの利用に関するルールは必要だと思っている。子どもが良い使い方をできるように大人は見守っていて欲しい。スマートフォンの利用に関してはっきりとしたルールがないので、家族とか大人と一緒に考えながらルールを決め、それを試行しながらより良いルールを作っていきたい。といった声がありました。サミットの後半の中高生と保護者による「スマホ利用を考えるトークセッション」では、保護者から次のような感想が寄せられました。保護者も子どもに文句ばっかり言っていたことを反省しました。皆さんはスマホを勉強にも使うなど、良い使い方もたくさんしていて、使いすぎないように自分で気を付けていること、「賢い使い方」をしているということがわかりました。さっそく我が家でもルールづくりに取り組みたいと思います。スマートフォンとか機械類が苦手で、今まで敬遠していましたが、前向きに取り組んでいこうと思います。といった感想がありました。スマートフォンの使用についてのルール化を子ども・生徒と一緒に考えることは保護者や大人の責任である、としています。

（4）保護者や大人の対応では、スマホの普及状況、フィルタリングの利用状況、サミットの声を勘案すると、スマートフォンやインターネットの問題は、子どもたちだけでは対処できない場合も多く、子どもと大人がともに考え、一緒に課題解決を図っていくことが不可欠である。ということが見えてきます。兵庫県立大学の竹内研究室が行った調査によると、「ネット問題で困ったら誰に相談しますか」という問いに、親は１位ではなくて１位は友達という結果でした。理由としては「どうせよく知らない」、「聞いてくれない」など、まさに大人が対応していく必要があることが顕著になったデータであることで紹介させていただいています。保護者は子どもから「スマートフォンやインターネットに関する理解や知識に欠ける」とみなされている。また、保護者に対する研修会等を企画・実施しても、本当に参加してほしい保護者は来ないという実態があるので、その啓発を学校はする必要があるとしています。また、教員がネットトラブルの実態や発生原因に関する知識や経験に乏しく、生徒からの相談に的確に対応できていない実態もあり、教員のネットリテラシーをなお一層高める必要がある。また、生徒や教員が困った時に気軽に相談できる窓口、相談を受けることのできる専門家の養成なども課題であるとしています。

（5）大阪府での取組では、第１回の部会で事務局から説明した内容・取組を記載しています。

①青少年健全育成条例におけるフィルタリングの利用促進規定については、青少年インターネット環境整備法は携帯電話事業者に対して18歳未満の青少年が使用する携帯電話へのフィルタリングサービスの提供を義務づけているが、保護者が申し出た場合には、フィルタリングを利用しないことができるとなっております。そこで、大阪府青少年健全育成条例に基づき、保護者がフィルタリングを利用しない際の手続きを厳格化することで利用の促進を図っています。内容は、保護者への義務付けで、携帯電話事業者の説明、つまりフィルタリングサービスの重要性や利用しない場合の危険性等を聞いてもなおフィルタリングを利用しない場合は、その理由の記載と署名の義務付けなどとなっています。

②携帯電話事業者にフィルタリングの徹底を文書で要請については、25年度から携帯電話事業者４社に対して文書で要請するとともに青少年のスマートフォン使用におけるフィルタリングの利用の徹底を図るため、携帯電話事業者に会議等の場を活用して要請しています。また、携帯電話販売店舗に履行状況を確認するための立入調査を実施しています。平成27年度は100店舗でした。

③②の要請の成果測定として店頭でのフィルタリング利用状況調査を実施については、先ほども説明しましたが、平成28年１月に府内全ての店頭での連続した７日間の契約状況のうち、青少年が使用する件数とそのうちのフィルタリングを利用する件数調査を実施しました。フィルタリング利用率は48.7％でした。

④ 全国知事会「平成28年度国の施策・予算に関する提案・要望」に新たなネット対策を盛り込んでほしい旨の要望をしています。その内容は、スマートフォンやゲーム機等を介し、青少年が犯罪被害に遭う事案が増加していることから、フィルタリング義務の規制対象範囲を拡大するとともに、フィルタリングの一層の利用促進を図るなど、青少年が有害情報に触れる機会を減少させるための措置を講じることとなっています。

⑤「大阪の子どもを守るネット対策事業」の実施については、教育委員会・警察・携帯電話事業者・PTA等関係機関による実行委員会を設置し、青少年が適切にインターネットを利用できるよう、フィルタリングの普及促進と青少年のネットリテラシーの向上を図るため、４つの取組を実施しています。OSAKAスマホサミットの開催、携帯電話事業者等から講師を迎え、教員等を対象に「スマホ・SNSのトラブルから子どもを守る指導者研修」を実施しており、今年度は12団体、約900名の参加がありました。また、携帯電話ショップにおけるフィルタリング啓発ポスターの掲出とチラシを配付しました。平成27年度はポスターコンクールを実施し、最優秀賞をポスターに、優秀賞をチラシとして作成し、府内の全ての携帯電話販売店舗に配付しました。事業報告兼ネットトラブル回避プログラム」の作成・配付ですが、DVD付き冊子を3,000部作成し、府内全ての小中高校等に配付して活用していただく予定です。

（6）他地域での取組は、石川県や同県野々市市は「携帯電話を持たさない宣言」を行いました。当時は最先端の取組でしたが、その後、携帯電話を禁止するだけでは現状にそぐわなくなってきたということです。また、平成25年、愛知県刈谷市が全国で初めて「夜９時まで」の使用のルール化を行いました。ただ、これは、ＰＴＡと校長会で決めたもので、子どもは入っていなかったので、受験を迎える中学３年生は、塾が終わると22時を過ぎてしますことから半数以上が反対したそうです。彼らに意見を聞くと、「自分たちで使用時間を決めさせてほしい」とのことでした。

４特別部会での議論では、これまで部会で議論を進めてきました「子ども・保護者」、「法整備・事業者（フィルタリング）」、「見守り・相談体制」、「その他」の４つの論点で構成しています。

（1）子ども・保護者は、ルールづくりと教育、教材づくりに分けて記載しています。

①ルールづくりでは、大人と子どもが話し合い、一緒に使用ルールを決め、それを試行しながら、よりよいルールに改善していくような取組が最も効果的であると考えられることや先進的な事例などを周知し、ルールづくりが広く推進される機運を醸成していくことが大切であるという議論がありました。

②教育・教材づくりでは、最近顕著になっている「ネットいじめ」では、子どもたちの個人情報がネット上に拡散するケースもみられ、人権教育の視点からの対策も必要である。まずは、塾通いを始めることが多い小学３、４年生の子どもたちを対象にした教材を早急に作成し、学校の授業で活用する取組などが求められるという意見がありました。また保護者に対しては、「親学」講座を開催し、家庭でのルールづくりの重要性などをしっかりと認識してもらうことが必要であるという議論があったところです。また、悪ふざけで写真や動画をネット上に掲載し、高額な損害賠償を求められるケースがあることから、そのようにならないように小・中学校の授業の中で、子どもに対して必要な社会一般的な法律知識を推進していく必要があるのではないかという議論がありました。

（2）法整備・事業者（フィルタリング）は、子どもを守る観点から、有害情報をブロックするフィルタリングの促進は、最も重要な取組の一つであるものの、最終的な判断は保護者に委ねられており、保護者の関心が相対的に低いことや各家庭における教育方針などにより「利用しなくても大丈夫」という家庭も多いということもわかってきました。また、その仕組みが分からなかったり、カスタマイズが難しかったり、不便だからすぐに解除したりといったケースも見られているという意見がありました。そういうこともありますので、学校現場においては、先程紹介しました適切なネット利用のための事例教材集を活用していただきたいと思っています。昨年、府内すべての小中高校等に配付したところ大きな反響があり、教材を活用した先生方からも「非常に役に立った」という反応があったと聞いています。学校や警察等さまざまな関係機関の連携の下、こうした取組を継続し、府内全体に広げていくことで、保護者の意識改革につなげることが大切であるとの議論がありました。また、小学生は、ゲーム機からインターネットに接続しているケースも多く、青少年インターネット環境整備法を改正し、ゲーム機についてもフィルタリング義務の規制対象に加えることを検討すべきであるといった意見がありましたので追記しています。また、表現の自由等との関係から、青少年インターネット環境整備法の大幅な改正が難しいとすれば、例えば、「当該サイトがフィルタリングでブロックすべき有害なものにあたるかどうか」などを評価する、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA：青少年の保護と健全育成を目的として、Webサイト及びアプリケーションの運用管理体制の審査・認定及び啓発・教育活動を行う第三者機関）のような機関の設置を検討してはどうかという意見もありました。

（3）見守り・相談体制では、いじめやネットトラブル等に関し、子どもや保護者、教職員などが相談する機関としては、大阪府教育センターの「すこやか教育相談」があります。ただ、このセンターは、教育問題全般を対象としており、ネット関係のすべての相談に対応できるとは言い難い状況にあります。例えば、「＃９１１０」の警察相談専用電話、請求額などの法律系は「１８８（いやや！）」で消費生活センターにつながる消費者ホットラインがあります。ただ、こうした窓口の存在が広く知られていない。もっと広く周知するべきであるという意見がありました。

　　（4）青少年健全育成条例の改正の必要性では、特別部会で集中審議を行ってきたテーマ「ネット社会における青少年保護のあり方」に直接該当する部分は、青少年健全育成条例の第28条から第31条の規定です。内容は、「現状と課題」の説明と重複しますが、第28条の携帯電話事業者及び保護者への規制、第29条の携帯電話販売店舗への勧告・公表では、携帯電話事業者への要請や立入調査を行い、店頭におけるフィルタリング説明について概ね適切になされていることを確認しています。フィルタリングについては、「最終的には保護者の教育方針に基づき、保護者に決定する権利がある」という青少年インターネット環境整備法の立場から、条例でこれ以上踏み込むことに限界があり、青少年やその保護者等の意識改革に継続して取り組んでいく必要があるとの議論がありました。第30条の携帯電話事業者への必要な調査では、本年1月に府内全店舗を対象に青少年のフィルタリング利用に関するアンケートを実施するなど、現状把握に努めるとともにその結果を啓発につなげるための取組が検討されています。第31条のネット利用に関する教育及び啓発活動の推進では有識者・教育委員会・警察・携帯電話事業者・PTA等関係機関による実行委員会を設置し、大阪の子どもを守るネット対策事業を平成26年度から実施しています。青少年が適切にインターネットを利用できるよう、フィルタリングの普及促進と青少年のネットリテラシー向上を図るため、①OSAKAスマホサミットの開催、②スマホ・SNSのトラブルから子どもを守る指導者研修の実施、③携帯電話ショップにおけるフィルタリング啓発ポスターの掲出とチラシの配付、④「事業報告兼ネットトラブル回避プログラム」の作成・配付を実施しています。特に、教材活用を念頭に置いてとりまとめられた「事業報告兼ネットトラブル回避プログラム」は府内すべての小中高校等に配付され、有効に活用が図られているところです。これらの規定の改正の必要性については、条例に基づく取組が着実に推進され、実効性も確保されていることから、現段階で、条例を改正する必要性は見当たらないとの議論でした。

（5）その他は、子どもたちの中には、スマートフォンを長時間利用することにより、早寝・早起きができていなかったり、朝ごはんの未摂取といった基本的な生活習慣の乱れが見られ、これが、モラルの低下につながっている部分があるのではないかという意見がありました。こどもだけではなく、大人も含めて心の教育、例えば、大阪府教育委員会で展開している「こころの再生府民運動」の強化などを検討してはどうかという意見がありました。また、バーチャルな世界だけではなく、子どもたちに、リアル=本物に触れる機会を提供することや、深夜に街を出歩いている子どもを見かけたら、大人が一言声をかけるなど、地域におけるつながりを大切にすることが、次代を担う子ども青少年の健やかな成長にとっての大きな支えになるのではないか。遠回りのようではあるが、こうした取組を地道に進めていくことが重要であるという議論がありました。

　　　　　５今後の取組の方向性では４つの視点から方向性を示しています。

１フィルタリング利用の促進では、府民特に保護者に対し、さまざまなツールを活用しフィルタリングの重要性を周知していく。携帯電話事業者に対し、店頭での利用推奨のさらなる徹底を要請する。条例に基づく立入調査の継続的な実施の３点を挙げています。

２子ども、保護者・大人、教員等に対するネットリテラシー向上のための教育啓発では、子どもたち自身が主体的に考える場の継続的な創出、子どもの意見を尊重し、保護者・大人が一緒に使用ルールづくりに取り組む重要性を周知、ネット依存、犯罪トラブル予防に関する啓発の強化、低年齢化に対応したネットリスク啓発の取組みに着手、学校における道徳・情報教育の推進、小学校段階からの法教育の推進、保護者がスマートフォン等の特性や危険性などを学ぶ機会の提供、教員あるいは教職志望学生に対するネットリテラシー向上のための研修の充実の７点を挙げています。

３ネットリテラシー向上のための教材づくりでは小学生とその保護者や、指導者を対象にした教材づくりとその普及です。

４相談窓口の広報では、発信力ある人材を活用し、ネットいじめなどの各種トラブルの際に相談できる窓口を周知、各種相談窓口における相談員のスマホ・ネット問題に関する専門知識習得の支援を挙げています。関係機関が連携・協力し、これらの取組を、できることから着実に進めていくことが望まれます。これらについて、どの機関が実施していくかについては、協力する機関が多いので13ページの表にまとめました。縦に今後の取組の方向を記載しており、横に国、府、市町村、学校、事業者、保護者、青少年、地域社会の取り組む実施機関を記載しています。

 　　　　　最後に６部会長まとめでは、多様な立場の委員と熱心な議論を重ねてきたこと、スマートフォンの問題等については現段階では明確な正解がない新しい問題であり、今後、低年齢化は加速すると予想されること、今のままでは府内の子どもたちが安全に安心して生活していくことが難しくなると危惧しており、特別部会として、「フィルタリング利用の促進」、「子ども・保護者等への教育啓発」、「低年齢化に対応した教材づくり」、「相談体制の充実」の必要性を提言しています。

　　　　　「フィルタリング」は、その設定率はまだまだ低い状況であり、産官学が協力し、その利用促進を図っていくことは大人全体の責任ではないかということを記載しています。

　　　　　また、「子ども・保護者等への教育啓発」や「低年齢化に対応した教材づくり」は急務であり、特に、現在は、小学生とその保護者に対して教育啓発するための教材がほとんどなく、その

開発を含めた取組は待ったなしであることを記載しています。

　　　　　さらに、「相談体制の充実」も重要であり、既存の相談窓口において、ネット問題への対応が十分ではない場合もあり、子どもたちがネットの問題で困ったときに相談できる機関や連絡先を改めて明示する必要があるのではないかと記載しています。

最終的には、上記の点について、大阪府の関係部局、関係機関を挙げて、真摯に取り組んでほしいとまとめています。

参考として、青少年健全育成審議会特別部会委員名簿、特別部会における審議経過、「OSAKAスマホサミット2015」についてのご案内を掲載しております。事務局からの素案の報告は以上です。

部会長　　この報告書が次回開催する本審議会の資料となりますので、抜け落ちている点や追加の必要な内容など忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

　　　　　本日、まとめますが、通過点でしかないので、今あることを全部網羅することは難しいと思います。今回はＰＴＡや警察の方、教育関係の方など参加していただいているので、大阪府の子どもたちを守っていくために現段階で出席している委員でベストなものを提言していきたいと思っています。

委員　　　コンパクトにまとまっていて、敬意を表したいと思います。この案の中で、感じたことは大人や保護者、学校がしっかりと子どもと向き合うことが大事だと思います。そのなかで、保護者や教員は、自身の知識の向上や子どもとのコミュニケーションを持ってルールづくりを進めていくことがよいのではないかと思います。高校では、Eメッセージといって、保護者にメールアドレスを登録していただいて、学校からの連絡は、ダイレクトに保護者の携帯電話等にしています。

　　　　現在、登録は６割ぐらいですが、もっとしっかり登録できるようにして、良い情報もスマートフォンでの事案なども転ばぬ先の杖みたいな形で保護者に発信していければと思っています。保護者も認識していただいて、学校と保護者が目線を合わせていけば、効果的で子どもにとって影響力のある環境づくりができるのではないかなと思います。学校サイドとしては、保護者が子どもと向き合うことは、この報告書に盛り込んでいただいているので、ありがたいなと思います。

委員　　　大学生はスマホで履修登録をしています。大学からの連絡は主にメールで送っていますが、ＬＩＮＥを活用して連絡をとることもあります。高校はスマホで自主登録をしています。府立高校のホームページをみるとリニューアルされていて、カウントが表示されています。これは、スマホで見てもらうことを前提としているので、何もかもがスマホで働きかけることが前提で、今の社会、学校教育も動いていると思います。

　　　　　この報告書案の全体を見たときに、一番懸念していたことは、青少年を守る視点だけだと良くないということです。先日のスマホサミットを見て思ったことは、参加された子どもたちの持っている意識や能力などを引き出すようなことが必要です。教育は、そもそも引き出すものなので。

　　　　そのことが、この報告書で踏み込んでいるのでとても良いと思いました。また、法教育ですが、実は平成16年か17年に国の研究校で大阪の学校で取組を実施しています。学校内のルールづくりから何等かの事件を取り上げています。例えば少年犯罪の(※)バルガー事件を取り上げている教材も府教委にあります。

 （※）1993年、イギリスのリバプールで起きた事件で、当時10歳の少年２人が当時2歳11か月の幼児を殺害した。中学生向けの法教育を学ぶ教材に少年犯罪の事例として取り扱われている。

委員　　　法教育を担当している先生はどなたですか。

委員　　　府教育委員会では、小中学校課の教務グループです。私が生徒指導をしていた時に法教育を担当していました。

委員　　　人数的にはどうですか。

委員　　　人権教育と絡めて実施している学校が多いです。いわゆる国の研究指定を受けてその中に「志教育」などその中に法教育を位置づけることが学校づくりの根底にある学校が多いです。「夢や志をはぐくむ教育」が冊子の中に教材化されて、ワークシートも入っています。

部会長　　法教育は非常に重要です。例えば、（画面を見て）わいせつ画像など児童ポルノをリツイートしただけで、書類送検された事案です。この事案を子どもたちに見せるとリツイートだけで犯罪になることに驚いていました。もう一つは、女の子がリツイートを増やすために、自分の裸体の画像をネットに掲載して書類送検された事案です。また、隣の女の子を撮影しただけで県の迷惑防止条例違反になった事例もあります。このような具体的な事実を見せるだけでも子どもたちにとって重要な問題提起になるのではないのかなと思います。法教育につながるのかどうかはわかりませんが、このような事実を教えることが大事なことだと思います。

委員　　　いたずらと犯罪の区別がはっきりしない部分があるが、子どもたちは、容易に踏み越えてしまう部分がありますので、ここまではダメだよとはっきり教える意味があると思います。

委員　　　今は、文字列としてＵＲＬだけ、張り付けても公然陳列になるという最高裁判例がついこの間出たのです。写真を張り付けるのはわかっているが、ＵＲＬを教えるとか掲示板に書き込むことはダメだということを知っている人は少ないです。

委員　　　３回の会議の内容をコンパクトに要点をまとめていただきましてありがとうございます。これにつきまして、とくに追加してほしい部分やここはいらないという部分はありません。事業者としては、フィルタリングの普及や店頭での推奨といったことに一層取り組んでいかないといけないことは当然なことです。一方でスマートフォンやＬＩＮＥが出てきてフィルタリングの普及が伸び悩んでいることもあります。これについては、多方面から様々な意見をいただいていまして、関係者ともご相談をしているのですが、一言でいうと、プレーヤーが増えたと感じています。ガラケーの時はまさにガラパゴス携帯で所謂垂直統合モデルの業態で、我々日本の事業者だけでフィルタリングを開発・提供していればよかったのですが、スマートフォンになると端末自体もグローバルモデルということで世界中のためにサムソンやアップルが作っている状況ですので、そのあたりの状況にどう対応するか、ということです。例えば、事業者側で、フィルタリングを開発してもＯＳ側での改修・更新があるとそのフィルタリングがきかなくなる場合もあります。従って、スマホの時代においては、フィルタリングに関する様々な検討にＯＳ事業者にも参加していただく必要があると考えています。また、このような技術的な問題だけでなく、フィルタリングで制限する対象の議論もあります。現状では、ＥＭＡという機関が認定をしているということになっていますが、ＥＭＡが認定しているのは、これはダメだという黒ラベルがついたものを一定の条件のもとで白ラベルにしているということです。つまりブロックされているものを一定の認定基準によってブロックからはずすというのがＥＭＡで基本的にやっていることです。もちろんこれはこれで意義のある取組ですが、最近の端末やＯＳのグローバル化に伴って、そもそも元々の黒か白かを誰がどうやって決めるべきなのかというあたりからも議論が必要かもしれません。この問題は先程も話がありましたように表現の自由などの問題が関わってくるので、非常に深い問題をはらんでおります。何を制限するべきかという議論においては、もちろん日本の国情に配慮をすることも重要ですが、併せてグローバルな視点からの説得性も求められるところもありますので、このような面においてもこれからますますいろいろなプレーヤーからの参加を求めて議論をしていかないといけないのかなとあらためて感じた次第です。資料の13ページの表ですが、すでに着手しているものが殆どでございまして、例えば、相談窓口の広報につきましては、事業者が提供している様々なツールのなかで、困ったときはここに相談してくださいというようなことを掲載するイメージかなと思っています。このあたりは、個別に細かく相談させていただきたいと思っています。

部会長　　今のお話は、非常に重要なことで、ＥＭＡは事業者がお金を出し合って第三者機関として作っているのですね。このシステム自体は世界的にみても評価すべきなのかなと思います。しかし設定率は落ちていると。フィルタリングのシステムはアンドロイドではきくけれども、アップルはきかないのですね。

委員　　　アプリケーションのブロッキングに関しては、iPhoneは事業者のフィルタリングはきかない。従ってアップルのレイティングの機能を使うしかないということになります。

部会長　　グローバルスタンダードというときに例えば日本で考えているＥＭＡのシステムは、アップルにきかないということは非常に大きな問題です。

委員　　　一方でアップルさんにしてもグローバル企業である以上はその国のルールを守るということは、コンプライアンス上求められると思われます。新しい状況に合った、ルールや仕組みを、多くの関係者の皆さんと議論をして作り上げていくことができればと思います。これは大阪府というよりは国としての取組といったことになりますが。

委員　　　法的なルールであると守りますというんだけれども、大阪府の方向は、法的にルールを作り上げていく方向ではないですから、難しいですよね。

委員　　　素案ですが、よくまとめられていますし、短時間に作成して頂いて、ありがとうございます。保護者としてもスマホなど買い与えるだけで、ルールづくりなど考えていなくて、近年、事件性のある出来事が多々発生していますので、親自身も危ないことをわかっていると思います。ＰＴＡでも、セミナーや講習会でスマホの危険性について話をするのですが、参加されるのはほんの一部です。また、参加されたといっても危ないことはわかるのですが、どこまでが自分のものにするのかとか、うちの子は大丈夫だとか認識している親が結構いるのかなと思います。今から保護者に対して、効果的なことで何ができるのかなと考えたとき、なかなか難しいなと感じています。子どもたちも低学年から教えていって、子どもたちが大人になったときに教育できるようなものを今からしっかり作っていくことが大事なのかなと思います。スマートフォンなどは変化の激しいものなので、このような会議を継続していくことは大事なことだと思います。

委員　　　よくまとめられているなと思って見せて頂きました。付け加えることはありません。

委員　　　特に付け加えるところはないのですが、よくできた報告案で、今のスマホを抱える問題は網羅的にうまくまとめられているのではないかと思います。こういうものについては、決定的な方策はないのですが、一番肝心なのは、ネットの安全性を高める方向に働くものは、どんなものでも取り上げていくということです。例えば、交通安全教育でも同じで、これをやれば、絶対に交通事故は減るんだといった方策はなかなかないのです。例えば信号機を設置するとか道路環境を整備するとか交通安全教育を実施する、高齢者や子どもに対する教育を徹底するなどちょっとしたことを積み重ねることによって、ネットの安全性はかなり高まっていくと思います。有効かどうかという観点よりもこういうことをやれば、役立つのではないかと思います。例えば、ネットでは、個人がパスワードをしっかり管理するというその一つだけでもネットの安全性はかなり高まっていきますからね。有効かどうかという基準で考えるのではなくこれをやると安全性に資するだろうという程度で充分だと思います。それから他府県をみていると、こういうことをやって条例改正などの方向も出ているそうですが、大阪府の取組は全くそういうことではないので非常に妥当ではないかと思います。そもそもこういうのは法規制になじみにくいと思っています。欲を言えば、年齢別の対策の観点がもう少し欲しいかなと思います。例えば、高校生に対する提案と小学校低学年に対する対策では当然違うわけで、せめて小学校低学年・高学年、中学生、高校生それぞれに分けて何か具体的な施策が出せればよいのかなと思います。青少年という18歳未満を一括りにするのではなくてそれぞれに分けたそういうものがあっても良いのかなと思います。それから一番肝心なのは、ＬＩＮＥを使っていじめをやる、だからＬＩＮＥが問題なのだということではなくて、問題の根本はいじめをするということですので、そこは忘れてはいけないと思います。できれば、先程のバルガー事件みたいな教材をもっと作れば良いのかなと思います。

委員　　　先ほどのバルガー事件を掲載した教材について、中学校版では中学２年生で携帯とつき合う方法が出てきます。中学３年生で中学生はもう大人か子どもかということで、イギリスの少年犯罪の殺人事件でその教材も事例も出てきて、そこから模擬法廷にいくと。これを作ったのは平成21年ぐらいで、携帯は当時ガラ携だったので、リニューアルはしないといけないと思いますが。とてもきっちり作られた教材で、学校現場の先生と教育委員会のメンバーで作りました。

部会長　皆さんから意見を聞きましたが、部会長預かりとして、事務局と調整させていただき、若干の修正を加え本審議会に報告します。ここで、今年の成果として、「事業報告兼ネットトラブル回避プログラム」という教材を大阪府が作成しましたので、紹介します。簡単に教材の内容を事務局で説明してください。

事務局　冊子は３部立てになっています。第1章は事業報告で、「大阪の子どもを守るネット対策事業」のスマホサミットや教職員向けの研修、フィルタリングのポスターコンクールの３つの事業報告です。第２章では各学校で取り組んでいる先進的事例を事例集として掲載しています。そのうち「適切なネット利用対策実践事例コンクール」で優秀な学校の５つの事例をスマホサミットで発表していただいき、その資料をＤＶＤに収録しています。第３章では、学校の先生が児童・生徒に指導するときに使えるスマホアンケート結果を活用した指導案や民間事業者から提供いただいて教材を掲載しています。とくにグリーさんからプレスリリースされた新しい教材をＤＶＤに収録しています。府内の公立・私立の小学校や中学校、高校すべてに配ります。

部会長　ここで、皆さんに子どもたちが作った動画を見て頂きます。（動画を鑑賞）

部会長　これは、子どもたちなりによく考えて作ったものです。やはり子ども自身の発想は響いてくるものがあります。こういう取組を大人が支援してあげることができれば素晴らしいと思います。

　　　　（画面を見て）結局、赤ちゃんから大人に成長するときに、小さいときは「他律」つまり他の人が決めるけど、大人になるとモラルやリテラシーが育つから回避できる。けれども赤ちゃんや中学生は回避できない。そこの間にあるのが、例えば授業やルールづくりや話し合いがあることによって回避していこうということが今大阪府が目指している取組です。そこには、保護者が律する「保護者律」、中学生であれば中学生の仲間で考える「仲間律」、先輩が後輩に教える「先輩律」がヒントになるのかなと思います。皆さんと３回に亘って議論をしてきましたが、この方向で取り組んでいくことは重要ですが、今後、見直すなどの機会があって、このような会議の場があれば、ぜひとも参加していきたいと思います。最後に一言ずつご感想など言っていただいて終了したいと思います。

委員　　　この問題について、これまで考える機会はほとんどなかったので、私自身考えるきっかけになりました。ありがとうございました。

委員　　　（画面を見て）保護者や先生は縦の関係で、仲間は横の関係ですが、先輩はななめの関係なので大変効果的ですね。うまくリテラシーと教育がなっていてよくわかる図だと思います。ありがとうございました。

委員　　　３回に亘って参加させていただき、いろいろな方と意見交換させていただいたことは、私にとっても新鮮でした。また、全国組織で活動していますので、大阪固有の視点からは十分にお役に立てたかどうか分からないといったこともありましたが、この3回意見を伺ったことは参考にさせていただいて、今後も引き続き青少年の安全・安心な携帯電話の利用に取り組んでいきたいと思います。ありがとうございました。

委員　　　３回に亘って参加させていただきましたが、知らないことも沢山あって、私自身も勉強不足のところもありましたが、この部会で学んだことを少しでもＰＴＡで知らしていけたらよいかなと思います。ありがとうございました。

委員　　　３回の会議を通じて多くのことを勉強させていただきました。特に子どもたちを、力をつけつつ守っていくというか、その相反するところをどのように取り組んでいくのかというところがとても難しいところですが、部会長の話にもあったように少しずつ子どもたちに実質の力をつけながら、それまではしっかり守っていくというスタイルが必要なのだなということが勉強になりました。大阪で取組をされている中で余り関わりがなかったのですが、これからは、できるだけ大学と一緒に何かできたらなあと思います。

委員　　　私が今研究テーマとして関心があるのは、違った考え方を持っている人が、どうやったら共存できるのかということです。特に、今テロの問題とか性犯罪者の社会復帰の問題とか、未だに排斥というベクトルが働いているということは驚いた部分がありましたけれども、どうしたら違う考え方の人がうまく一つの社会で共存できるのかということが重要になってくるのではないかと思っています。このような部会長が作られた図は、それに対する一つの大きなヒントがあるのではないかというふうに思っています。この会議に出席して勉強になりました。また、機会があればいろいろと議論させていただきたいと思います。ありがとうございました。

部会長　皆さんと良い時間を持てたと思います。とにかく子どもたちはネットで繋がっています。そういう意味でいうと、私たちができることをそれぞれで何かができたら一歩でも進みます。それぞれの立場でできることがあると思います。今回は、事業者の方、警察の方、教育委員会の方、法学者の方、ＰＴＡの方などいろんな方から意見をいただくことができました。例えば、各学校で子どもたちが来年度事業を実施するときは、皆さんの英知を結集して、またバルガー事件を入れたり、例えば、他府県では、警察と一緒に小学校や中学校に高校生や大学生と一緒に授業をしたりいろんな事例がありますのでそういうことを含めてやっていければなあと思います。どうもありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

司会　　部会長どうもありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして、青少年課長からお礼のごあいさつを申しあげます。

青少年課長　竹内部会長をはじめ特別部会の委員の皆様方には、お忙しい中、昨年１１月から本日までの３回にわたって、非常に中身の濃い、精力的なご議論を賜り、誠にありがとうございました。

特に、今回の特別部会では、この部会での集中議論の最中に行われました１２月の「大阪スマホサミット」の中で聞き取った中高生の「生の声」も踏まえた形でのご議論を行っていただきました。頭ごなしの禁止や上からの規制ありきではなく、今後益々グローバル化が進展する中、スマートフォンやインターネット等が次代を担う青少年にとって必要不可欠なツールであることを踏まえたご議論、いかにすれば青少年がそれを賢く使いこなしていけるのか、保護者や教員、事業者などの大人はどう向き合っていけばよいのか、その責任は何か、といった視点からのご議論を進めていただきました。そして、今後、関係機関・関係団体が連携して進めていく取組の方向性などについておまとめをいただきました。ありがとうございました。

今日いただいた意見に基づいて、修正を加えまして、報告書につきましては、来月に予定しております本年度第２回の審議会でご報告・ご議論いただき、最終的な確定を見るものでございますが、今回、この特別部会で委員の皆様方から頂戴した様々なご意見の一つひとつを、今後の私ども関係部局での取組検討にあたっての礎としてまいりたいというふうに考えております。

また、青少年健全育成条例の見直しの必要性についてもご議論をいただき、「今回は必要がない」とのご意見をいただきました。府としましては、今後も、子ども・青少年の安全・安心を守る観点から、社会環境の変化をしっかりと見定め、継続的に条例全体の点検に努めまして、立法事実や立法効果をおさえながら、適切に対応してまいりたいと考えている次第でございます。

最後になりますが、今後とも、次代を担う青少年の健やかな成長を支援するため、その当事者の声や二―ズを汲み取りながら、また、ここにご参会いただいております皆様方のような専門家・有識者のご意見も賜りながら、常に「子どもの最善の利益」ということを念頭に置きまして、ささいなことでもできることから着実に進めて参りたいと考えております。

皆様方には、今後とも、ご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願いいたしまして終わらせていただきます。

司会　　 これをもちまして、特別部会を終了いたします。なお、本日の審議を踏まえた最終報告を行っていただく審議会総会は、３月２８日（月）午後１時から開催予定といたしております。